

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令

内閣は、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第 号）第二条第四項及び第五項、第十八条第二項第三号、第二十八条、第二十九条第一項、第三十二条第一項、第三十四条第一項、第三十六条、第三十七条、第三十八条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十四条第二項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第六十七条並びに第七十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において、「金融機関等」、「農業協同組合連合会」、「漁業協同組合連合会」、「水産加工業協同組合連合会」、「総会」、「協同組織中央金融機関」、「優先株式等」、「信用金庫等」、「労働金庫等」、「協定銀行」、「協定」、「信託受益権等」、「信用農水産業協同組合連合会」、「存続信用金庫等」、「信用協同組合等」、「存続信用協同組合等」、「存続労働金庫等」、「存続農業協同組合連合会」、「存続漁業協同組合連合会」又は「存続水産加工業協同組合連合会」とは、それぞれ金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項、同項第十号から第十

二号まで、第六項若しくは第七項、第十一条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十八条第一項若しくは第二項第三号、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十六条第一項に規定する金融機関等、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、総会、協同組織中央金融機関、優先株式等、信用金庫等、労働金庫等、協定銀行、協定、信託受益権等、信用農水産業協同組合連合会、存続信用金庫等、信用協同組合等、存続信用協同組合等、存続労働金庫等、存続農業協同組合連合会、存続漁業協同組合連合会又は存続水産加工業協同組合連合会をいう。

(劣後特約付社債)

第二条 法第二条第四項に規定する政令で定める社債は、次に掲げる性質のすべてを有するものとする。

- 一 担保が付されていないこと。
- 二 その償還が行われない期間が発行時から五年を超えるものであること。

(劣後特約付金銭消費貸借)

第三条 法第二条第五項に規定する政令で定める金銭の消費貸借は、次に掲げる性質のすべてを有するもの

とする。

一 担保が付されていないこと。

二 その元本の弁済が行われない期間が契約時から五年を超えるものであること。

(信託受益権等)

第四条 法第十八条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 取得優先出資等（法第十八条第二項第三号に規定する取得優先出資等をいう。以下この条において同じ。）のみを信託する信託の受益権であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するものであるもの。

イ 金銭の分配及び償還に関し他の信託の受益権より優先するものであること。

ロ 金銭の分配及び償還以外の事項に関し他の信託の受益権より劣後するものでないこと。

ハ 協定銀行が処分をすることが著しく困難であると認められるものでないこと。

二 協定銀行が協定の定めにより取得するものの全部につき処分をし、又は償還を受けるまでの間、協同組織中央金融機関が他の信託の受益権を保有することが見込まれること。

二 取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する特定資産（資産の流動化

に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第一項に規定する特定資産をいう。次号において同じ。

（）として定める資産流動化計画（同条第四項に規定する資産流動化計画をいう。次号において同じ。）に従い発行される同条第五項に規定する優先出資であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するものであるもの。

イ 利益の配当、消却及び残余財産の分配に關し他の優先出資より優先するものであること。

ロ 利益の配当、消却及び残余財産の分配以外の事項に關し他の優先出資より劣後するものでないこと。

ハ 協定銀行が処分をすることが著しく困難であると認められるものでないこと。

ニ 協定銀行が協定の定めにより取得するものの全部につき処分をし、又は消却を受けるまでの間、協同組織中央金融機関が他の優先出資を保有することが見込まれること。

三 取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する特定資産として定める資産流動化計画に従い発行される資産の流動化に關する法律第二条第七項に規定する特定社債であつて、次に掲げる要件のいずれにも適合するものであるもの。

イ 利息の支払及び元本の償還に關し他の特定社債より優先するものであること。

ロ 利息の支払及び元本の償還以外の事項に関し他の特定社債より劣後するものでないこと。

ハ 協定銀行が処分をすることが著しく困難であると認められるものでないこと。

二 協定銀行が協定の定めにより取得するものの全部につき処分をし、又は償還を受けるまでの間、協同組織中央金融機関が他の特定社債を保有することが見込まれること。

(協定銀行に生じた損失の額)

第五条 法第二十八条に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、協定銀行の各事業年度の第二号に掲げる費用の額の合計額から、第一号に掲げる収益の額の合計額を控除した残額とする。

#### 一 収益

イ 取得した優先株式等、貸付債権及び信託受益権等に係る譲渡益

ロ 取得した優先株式等、貸付債権及び信託受益権等に係る消却、償還、返済又は残余財産の分配に伴

#### う 収益

ハ 取得した優先株式等及び信託受益権等に係る受取配当金及び有価証券利息

二 取得した貸付債権に係る貸付金利息

ホ その他協定の定めによる業務の実施による収益

## 二 費用

イ 取得した優先株式等、貸付債権及び信託受益権等に係る譲渡損

ロ 取得した優先株式等、貸付債権及び信託受益権等に係る消却、償還、返済又は残余財産の分配に伴

う損失

ハ 取得した優先株式等及び信託受益権等に係る評価損

ニ 取得した貸付債権に係る貸倒れによる損失

ホ 協定の定めによる優先株式等の引受け等又は信託受益権等の買取りのために必要とする資金その他

の協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金に係る借入金の利息

ヘ その他協定の定めによる業務の実施のために必要とする事務費その他の費用

(協定銀行に生じた利益の額等)

第六条 法第二十九条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、協定銀行の各事業年度の

前条第一号に掲げる収益の額の合計額から、同条第二号に掲げる費用の額の合計額を控除した残額とする。

2 協定銀行は、毎事業年度、前項に規定する残額があるときは、当該残額に相当する金額を当該事業年度の終了後三月以内に預金保険機構に納付するものとする。

(金融機関等経営基盤強化業務に係る借入金及び債券発行の限度額)

第七条 法第三十二条第一項に規定する政令で定める金額は、一兆円とする。

(金融機関等経営基盤強化業務の終了の日)

第八条 法第三十四条第一項に規定する政令で定める日は、協定銀行が協定の定めにより取得した優先株式等、貸付債権及び信託受益権等の全部につき、その処分に係る対価を受領し、又はその消却、償還、返済若しくは残余財産の分配を受けた日の属する協定銀行の事業年度の終了の日から六月を経過した日とする。

(預金保険の保険金の額の特例)

第九条 法第三十六条の規定により読み替えて適用される預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五十四条第二項に規定する合併又は営業若しくは事業の全部の譲渡を行った金融機関の数に応じて政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数に千万円を乗じた金額とする。

一 保険事故(同法第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。次号において同じ。)の直近に行われ

たものが合併である場合 当該直近の合併を行った金融機関（同法第二条第一項に規定する金融機関をいう。次号において同じ。）の数

二 保険事故の直近に行われたものが営業又は事業の全部の譲受けである場合 当該直近の営業又は事業の全部の譲渡を行った金融機関の数に一を加えた数

（貯金保険の保険金の額の特例）

第十条 法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用される農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号。以下「貯金保険法」という。）第五十六条第二項に規定する合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に応じて政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数に千万円を乗じた金額とする。

一 保険事故（貯金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故をいう。以下この条において同じ。）の直近に行われたものが合併である場合 当該直近の合併を行った農水産業協同組合（同法第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この条において同じ。）の数

二 保険事故の直近に行われたものが信用事業（貯金保険法第二条第四項に規定する信用事業をいう。以



下この条において同じ。）の全部の譲受けである場合 当該直近の信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に一を加えた数

2 法第三十七条第二項の規定により読み替えて適用される貯金保険法第五十六条第二項に規定する合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に応じて政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数に千万円を乗じた金額とする。

一 保険事故の直近に行われたものが合併である場合 当該直近の合併を行った農水産業協同組合の数

二 保険事故の直近に行われたものが信用事業の全部の譲受けである場合 当該直近の信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に一を加えた数

3 法第三十七条第三項の規定により読み替えて適用される貯金保険法第五十六条第二項に規定する合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に応じて政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数に千万円を乗じた金額とする。

一 保険事故の直近に行われたものが合併である場合 当該直近の合併を行った農水産業協同組合の数

二 保険事故の直近に行われたものが信用事業の全部の譲受けである場合 当該直近の信用事業の全部の

譲渡を行った農水産業協同組合の数に一を加えた数

4 法第三十七条第四項の規定により読み替えて適用される貯金保険法第五十六条第二項に規定する合併又は信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に応じて政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数に千円を乗じた金額とする。

- 一 保険事故の直近に行われたものが合併である場合 当該直近の合併を行った農水産業協同組合の数
- 二 保険事故の直近に行われたものが信用事業の全部の譲受けである場合 当該直近の信用事業の全部の譲渡を行った農水産業協同組合の数に一を加えた数

(総会の議決を経ないで合併を行う場合の合併契約書の記載事項)

第十一条 法第三十八条第二項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 存続信用金庫等の地区及び出資一口の金額
- 二 消滅する信用金庫等の会員に対する出資の割当てに関する事項
- 三 存続信用金庫等の準備金に関する事項
- 四 消滅する信用金庫等の会員に対して支払をする金額を定めるときは、その規定

五 消滅する信用金庫等の合併総会の期日

六 存続信用金庫等が総会の議決を経ないで合併を行う旨

七 合併を行うべき時期

八 合併を行う信用金庫等が合併の日までに剰余金の配当をするときは、その限度額

2 前項の規定は、法第三十九条第二項に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、「存続信用金庫等」とあるのは「存続信用協同組合等」と、「信用金庫等」とあるのは「信用協同組合等」と、「会員」とあるのは「組合員又は会員」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第四十条第二項に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、「存続信用金庫等」とあるのは「存続労働金庫等」と、「信用金庫等」とあるのは「労働金庫等」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、法第四十四条第二項に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、「存続信用金庫等」とあるのは「存続農業協同組合連合会」と、「信用金庫等」とあるのは「農業協同組合連合会」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は、法第四十五条第二項に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、「存続信用金庫等」とあるのは「存続漁業協同組合連合会」と、「信用金庫等」とあるのは「漁業協同組合連合会」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定は、法第四十六条第二項に規定する政令で定める事項について準用する。この場合において、「存続信用金庫等」とあるのは「存続水産加工業協同組合連合会」と、「信用金庫等」とあるのは「水産加工業協同組合連合会」と読み替えるものとする。

(総会の承認を経ないで合併を行う場合の合併の登記申請書の添付書類)

第十二条 法第四十一条第一項の規定により、総会の承認を経ないで合併を行う協同組織金融機関(金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号。以下この条において「合併転換法」という。)(第二条第三項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。))は、金融機関の合併及び転換に関する法律施行令(昭和四十三年政令第四百二十三号)第九条第一項の規定にかかわらず、同項第一号、第二号、第六号及び第八号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を登記の申請書に添付しなければならぬ。

一 当該協同組織金融機関の理事会の議事録及び消滅金融機関（合併転換法第二条第五項に規定する消滅金融機関をいう。以下この条において同じ。）の合併総会の議事録

二 当該協同組織金融機関及び消滅金融機関の最終の貸借対照表

三 合併転換法第十一条第一項の規定による公告及び催告（法第五十七条において準用する合併転換法第十一条第四項の規定により、合併を行う協同組織金融機関が公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該協同組織金融機関にあつては、これらの公告）並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

四 法第四十一条第五項の規定による反対の意思を通知した会員又は組合員があるときは、その会員又は組合員の数を証する書面

五 当該協同組織金融機関及び消滅金融機関の合併契約書の作成の日における総会員（労働金庫にあつては、労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。）又は総組合員の数を証する書面

（総会の承認を経ないで合併を行う場合の農林中央金庫の合併契約書の記載事項）

第十三条 農林中央金庫が法第四十三條第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合の合併契約書には、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号。以下「再編強化法施行令」という。）第一条の規定にかかわらず、同条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項のほか、信用農水産業協同組合連合会の合併総会の期日及び合併を行う農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会が合併の日までに剰余金の配当をする場合における限度額を記載しなければならない。

（総会の承認を経ないで合併を行う場合の農林中央金庫の合併の登記申請書の添付書類）

第十四条 農林中央金庫が法第四十三條第一項の規定により総会の承認を経ないで合併を行う場合の変更の登記の申請書には、再編強化法施行令第五条の規定にかかわらず、同条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 農林中央金庫の経営管理委員会の議事録及び信用農水産業協同組合連合会の合併総会の議事録
- 二 農林中央金庫及び合併により消滅する信用農水産業協同組合連合会の最終の貸借対照表
- 三 法第四十三條第五項の規定による反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書

面

四 農林中央金庫及び合併により消滅する信用農水産業協同組合連合会の合併契約書の作成の日における

総会員（農業協同組合法第十二条第二項第二号又は第三号の規定による会員、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十九条第一項に規定する准会員及び同法第九十八条の二第一項に規定する准会員を除く。）の数を証する書面

（都道府県知事への通知）

第十五条 内閣総理大臣（第二号から第五号までにあつては、金融庁長官）及び厚生労働大臣は、労働金庫

（一の都道府県の区域を越えない区域を地区とするものに限る。次項において同じ。）について次に掲げる計画若しくは資料の提出又は報告を受けたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 法第三条又は法第七条第一項の規定による経営基盤強化計画の提出

二 法第九条第一項（法第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による報告

三 法第十条の規定による報告又は資料の提出

四 法第十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による経営計画の提出

五 法第十一条第五項の規定による報告又は資料の提出

2 内閣総理大臣（第二号にあつては、金融庁長官）及び厚生労働大臣は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならぬ。

一 法第三条又は法第七条第一項の規定による経営基盤強化計画の認定

二 法第十条又は法第十一条第五項の規定による報告又は資料の提出の命令

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第十六条 法第七十条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第三条又は法第七条第一項の規定による経営基盤強化計画の受理及び認定

二 法第二十一条第二項の規定による経営基盤強化指導計画の受理

三 法第二十一条第四項の規定による信託受益権等の買取りの決定

（財務局長等への権限の委任）



第十七条 金融庁長官は、法第七十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち金融機関等（金融庁長官の指定する金融機関等を除く。）に対する法第十条又は法第十一条第五項の規定による報告又は資料の提出を命ずる権限を、当該金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

#### 附 則

この政令は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第五条から第十条までの規定は、平成十五年四月一日から施行する。